

# 意見書 (医師用)

保育園は乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団発症や流行をできるだけ防ぐことで一人一人の子供たちが一日快適に生活できるよう、下記の感染症について意見書の提出をお願いします。感染力のある期間に配慮し、子供の健康回復状態が集団での保育園生活が可能なる状態となつてからの登園であるようご配慮下さい。

中清戸保育園園長 殿

園児名 \_\_\_\_\_

※感染症名に○印をお願いします。

○印	感染症名	登園のめやす	感染しやすい期間
	麻疹(はしか)	解熱後3日を経過していること	発症1日前から発疹出現後の4日後まで
(A)	インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ解熱した後3日経過していること	症状がある期間(発症前24時間から発病後3日程度までが最も感染力が強い)
(B)			
	風しん	発しんが消失していること	発疹出現の7日前から7日後くらい
	水痘(水ぼうそう)	すべての発しんが痂皮(かさぶた)化していること	発疹出現の1~2日前から痂皮(かさぶた)形成まで
	流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫脹が発現してから5日経過し、かつ全身状態が良好になっていること	発症3日前から耳下腺腫脹後4日
	結核	医師により感染の恐れがないと認められていること	
	咽頭結膜熱(プール熱)	発熱、充血等の主な症状が消失した後2日経過していること	発熱、充血等の症状が出現した数日間
	流行性角結膜炎(はやり目)	結膜炎の症状が消失していること	充血、目やに等の症状が出現した数日間
	百日咳	特有の咳が消失していること、又は適正な抗菌性物質製剤による5日間の治療が終了していること	抗菌薬を服用しない場合、咳出現後3週間を経過するまで
	腸管出血性大腸菌感染症(0157、026、0111等)	医師により感染のおそれがないと認められていること(無症状病原体保有者の場合、トイレでの排泄習慣が確立している5歳以上の小児については出席停止の必要はなく、また、5歳未満の子どもについては、2回以上連続で便から菌が検出されなければ登園可能である。)	
	急性出血性結膜炎	医師により感染の恐れがないと認められていること	
	侵襲性髄膜炎菌感染症(髄膜炎菌性髄膜炎)	医師により感染の恐れがないと認められていること	

※アデノウイルスの病気は、プール熱、流行性角結膜炎があります。意見書が必要です。

症状も回復し、集団生活に支障が無い状態になりました。

年 月 日から登園可能と判断します。

年 月 日

医療機関名

医師名

印